

大 空 町
子ども・子育て支援事業計画
【第2期】

令和5年3月改訂
大 空 町

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の性格と位置づけ	2
	(1) 法的位置づけ	2
	(2) 大空町計画体系等における位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制と策定の経過	4

第2章 大空町の子ども・子育てを取り巻く状況

1	統計データからみた子どもを取り巻く状況	6
	(1) 人口	6
	(2) 人口動態	6
	(3) 世帯類型	7
	(4) 年齢別の就業状況	8
	(5) 晩婚化・非婚化の状況	9
2	教育・保育施設などの利用状況	10
	(1) 就学前子どもの教育・保育施設の利用状況	10
	(2) 放課後児童クラブの利用状況	10
3	アンケート結果からみた子どもを取り巻く状況	11
	(1) お子さんご家族の状況について	11
	(2) 保護者の就労状況について	13
	(3) こども園などの利用希望について（就学前児童のみ）	14
	(4) 放課後を過ごす場所について（小学生のみ）	18
	(5) 子育てをしやすいまちづくりについて	18
4	課題の整理	19
	(1) 少子化の影響	19
	(2) 子育て家庭の仕事をサポートする体制づくり	19
	(3) 子育てを応援するネットワークの充実についての要望	19
	(4) 既存施設やサービスの周知	19

第3章 計画の基本的な考え方

1	子ども・子育てビジョン（基本理念）	20
2	基本目標	21
3	施策の体系	22
4	将来フレーム	23

第4章 量の見込みと提供体制

1	教育・保育提供区域	24
---	-----------	----

2	地域子ども・子育て支援事業の提供区域	24
3	事業量見込みの算出方法	25
	(1) 算出項目	25
	(2) 算出方法	26
	(3) 量の見込みの算出イメージ	26
4	幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	26
	(1) 女満別地区 [量の見込みと提供体制]	27
	(2) 東藻琴地区 [量の見込みと提供体制]	28
5	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	29
	(1) 利用者支援に関する事業	29
	(2) 地域子育て支援事業	30
	(3) 妊婦健康診査	31
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業	32
	(5) 養育支援訪問事業等	33
	(6) 子育て短期支援事業	34
	(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター)	35
	(8) 一時預かり事業	36
	(9) 時間外 (延長) 保育事業	38
	(10) 病児保育事業	39
	(11) 放課後児童健全育成事業	40
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	42
	(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	42

第5章 分野別施策の展開

基本目標 1	地域における子育ての支援	43
基本目標 2	母と子の健康の確保及び増進	45
基本目標 3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	46
基本目標 4	子育てを支援する生活環境の整備	47
基本目標 5	職業生活と家庭生活との両立の推進等	48
基本目標 6	子ども等の安全の確保	48
基本目標 7	要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進	49

第6章 計画の推進

1	計画の推進にあたっての役割分担と連携	51
2	計画の進行管理	52

資料編

1	条例	56
2	子ども・子育て会議委員名簿	エラー! ブックマークが定義されていません。
3	用語説明	58

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

近年、わが国においては、急速な少子化の進行や核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国においては、急速な少子化の進行や家庭環境の変化を踏まえ、平成15年の「次世代育成支援対策推進法」の制定、平成24年の子ども・子育て支援法を含めた「子ども・子育て関連3法」の制定を通じて、子どもや子育て家庭への支援施策を展開してきました。

また、家庭環境の変化から児童虐待の事例も増加しており、子どもの権利が保障される環境づくりについて、社会全体が認識を新たにしなければならない局面が来ています。これに対し、国は児童福祉法の改正を行っており、平成28年には児童が権利の主体であることをあらためて明確にし、平成31年には親権者などによるしつけ名目の体罰禁止や児童相談所の体制強化を位置付けています。

大空町においては、平成27年3月に「第1期子ども・子育て支援事業計画」（以下、第1期計画という。）を策定し、令和元年度までを計画期間として、すべての子どもと家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。しかしながら、保護者の働き方や生活形態などが多様化しており、子どもと家庭を取り巻く社会環境も変化しています。

本計画は、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援するという視点を継承し、上記の社会環境の変化を踏まえ、大空町の子どもの健やかな育ちを総合的に支える支援計画として策定します。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

具体的には、同法第 60 条に基づき、内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「子どものための教育・保育給付」の需給量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の需給量の見込み、それらの提供体制確保策を定めます。

また、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえ、乳幼児期の子育て支援である「市町村子ども・子育て支援事業計画」の枠組みにとどまらず、「大空町次世代育成支援行動計画」で構築された支援体制を継承する計画として位置付けるものとします。

子ども・子育て支援法

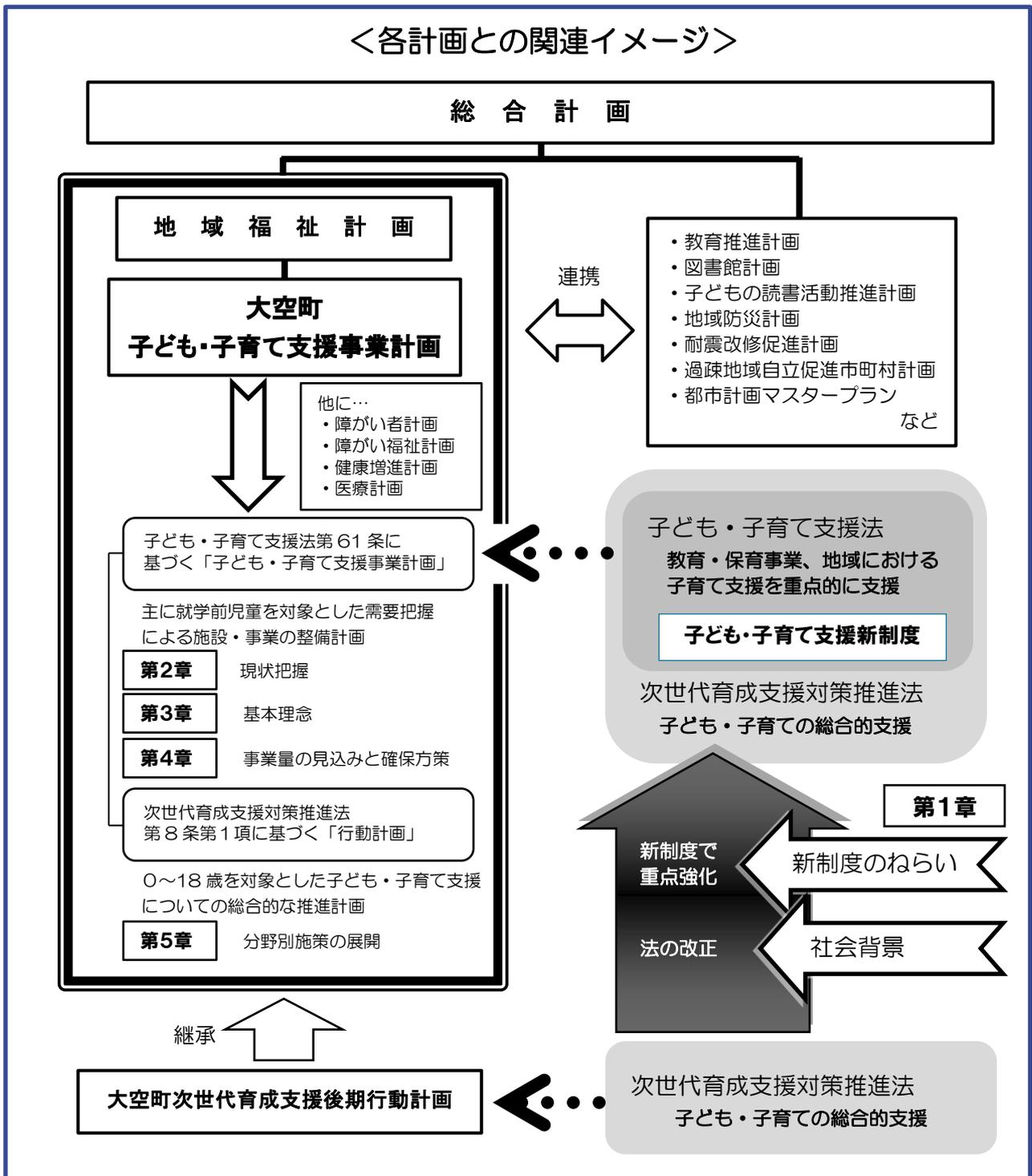
第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。



(2) 大空町計画体系等における位置づけ

本計画は、“夢を絆を 笑顔で彩る大空町”を目指す「大空町総合計画」を上位計画に、次代を担う子どもを生き育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの部門別計画となるものです。

子ども・子育て関連3法、学校教育法、児童福祉法のみならず、保健・医療など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えられるため、総合計画をはじめとした関連計画と足並みをそろえたものとするとともに、次世代育成支援行動計画で掲げた各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけていきます。



3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とするものです。

但し、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。見直しを行った場合でも、計画期間については、令和6年度までとします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども・子育て支援事業計画〔第2期〕									
↑必要に応じ 中間見直し				見直し	子ども・子育て支援事業計画〔第3期〕				

4 計画の策定体制と策定の経過

〔子ども・子育て会議の設置〕

本計画の策定にあたっては、地域の関係団体・機関や保護者の代表等により構成される「子ども・子育て会議」を設置し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

【会議開催状況】

開催日	議題
令和元年 5月30日	(1) 第2期大空町子ども・子育て支援事業計画策定について
令和元年 10月9日	(1) 大空町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査集計結果について (2) 第2期大空町子ども・子育て支援事業計画における見込量(案)について (3) 第2期大空町子ども・子育て支援事業計画骨子案について (4) 第1期大空町子ども・子育て支援事業計画の実績及び評価等について
令和元年 12月12日	(1) 第2期大空町子ども・子育て支援事業計画について(素案)

[アンケート調査の実施]

計画の策定に先立ち、本町における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、就学前の子どもや小学生の保護者を対象とするアンケート調査を令和元年6月5日から6月19日に実施しました。

No	調査対象	配布数	有効回収*票数 有効回収率
1	就学前児童世帯（保護者）	209	129 (61.7%)
2	小学生世帯（保護者）	188	120 (63.8%)

※有効回収とは、集計対象にできた回収分のこと。

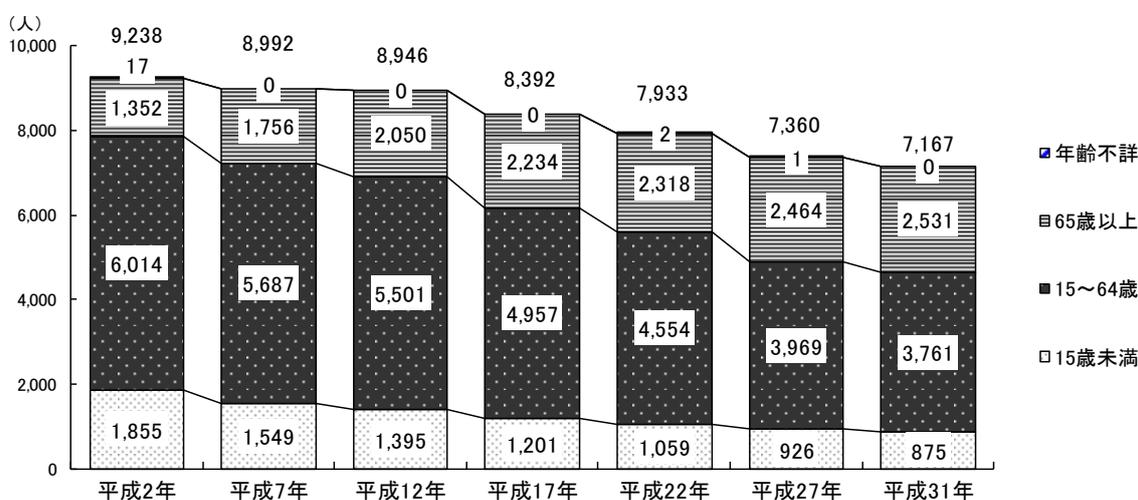
第2章 大空町の子ども・子育てを取り巻く状況

1 統計データからみた子どもを取り巻く状況

(1) 人口

住民基本台帳による平成31年3月31日現在の本町の人口は7,167人で、15歳未満人口875人となっています。いずれも長期的に減少傾向が続いており、少子・高齢化現象が顕著に表れています。

年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査（平成31年のみ、住民基本台帳）

(2) 人口動態

近年の人口動態をみると、出生は年間に30～60人程度、死亡が年間90～110人程度で推移しており、自然動態、社会動態のいずれも減少が続いています。

人口動態の推移

	人 口						人口増減	婚姻(組)	離婚(組)
	自然動態			社会動態					
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減			
平成24年度	61	95	-34	252	295	-43	-77	29	13
平成25年度	52	100	-48	239	321	-82	-130	10	6
平成26年度	58	104	-46	219	329	-110	-156	31	11
平成27年度	45	116	-71	225	296	-71	-142	28	13
平成28年度	33	102	-69	230	309	-79	-148	27	13
平成29年度	48	99	-51	251	288	-37	-88	20	12
平成30年度	46	117	-71	225	232	-7	-78	19	8

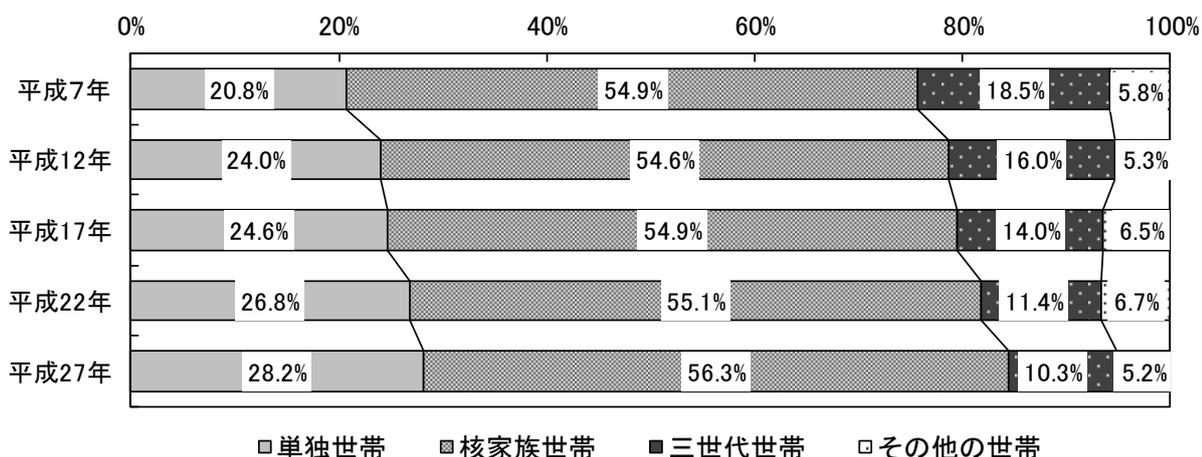
資料：住民基本台帳（各年度3月31日）

(3) 世帯類型

平成 27 年の世帯類型別の世帯数は、核家族世帯が 1,612 世帯（約 56.3%）で、町全体では、単独世帯の割合が高まってきています。また、「夫婦と子どものみの世帯」が減少してきており、18 歳未満の親族のいる世帯数は、平成 27 年では 623 世帯（約 21.7%）で、世帯数、構成比ともに減少傾向が続いています。

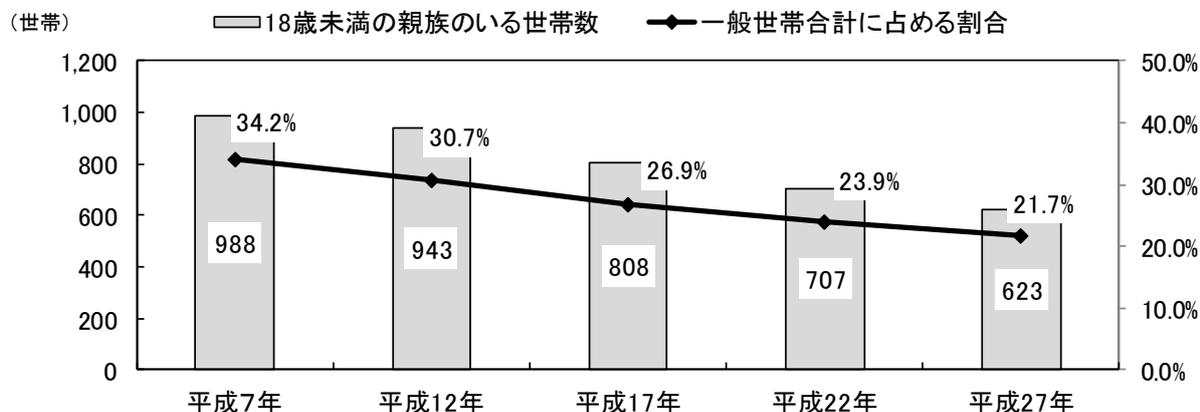
世帯類型等の推移

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
単独世帯	416	602	738	740	792	807
核家族世帯	1,596	1,589	1,676	1,652	1,630	1,612
夫婦のみの世帯	600	680	742	767	763	753
夫婦と子どものみの世帯	869	782	779	703	660	617
ひとり親と子どものみの世帯	127	127	155	182	207	242
三世代世帯	594	535	491	420	338	296
その他の世帯	133	167	164	195	199	150
合計	2,739	2,893	3,069	3,007	2,959	2,865



資料: 国勢調査

18 歳未満の親族のいる世帯数の推移



資料: 国勢調査

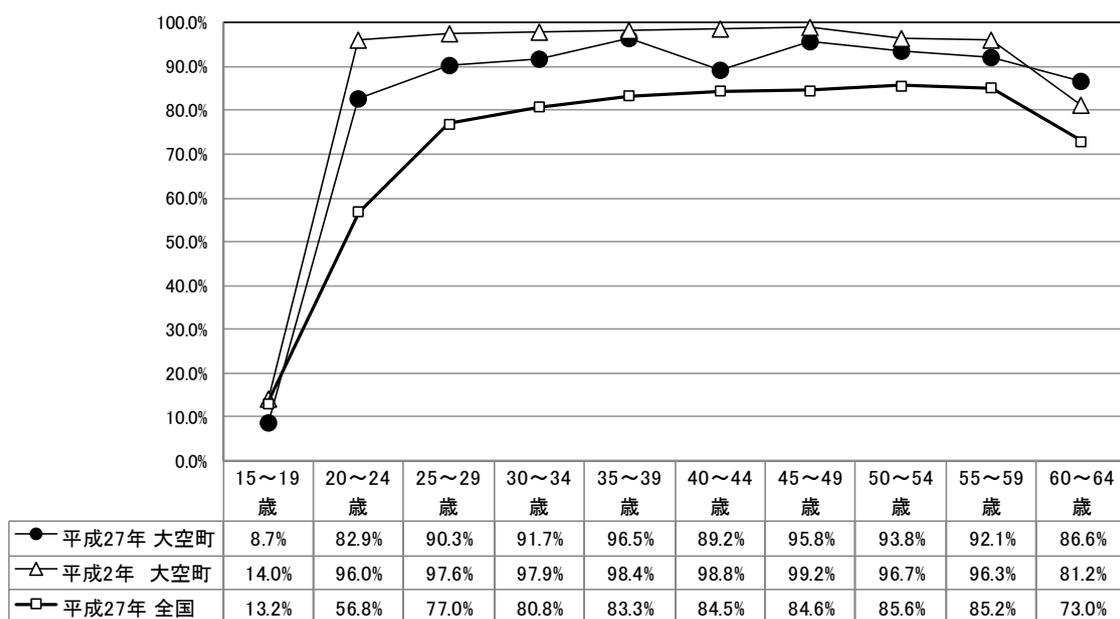
(4) 年齢別の就業状況

平成2年と27年の男女別・年齢別の就業率を比較すると、男性の就業率が全体的に下がっています。一方、女性は、15から24歳、35から39歳を除いては、就業率が上がっています。

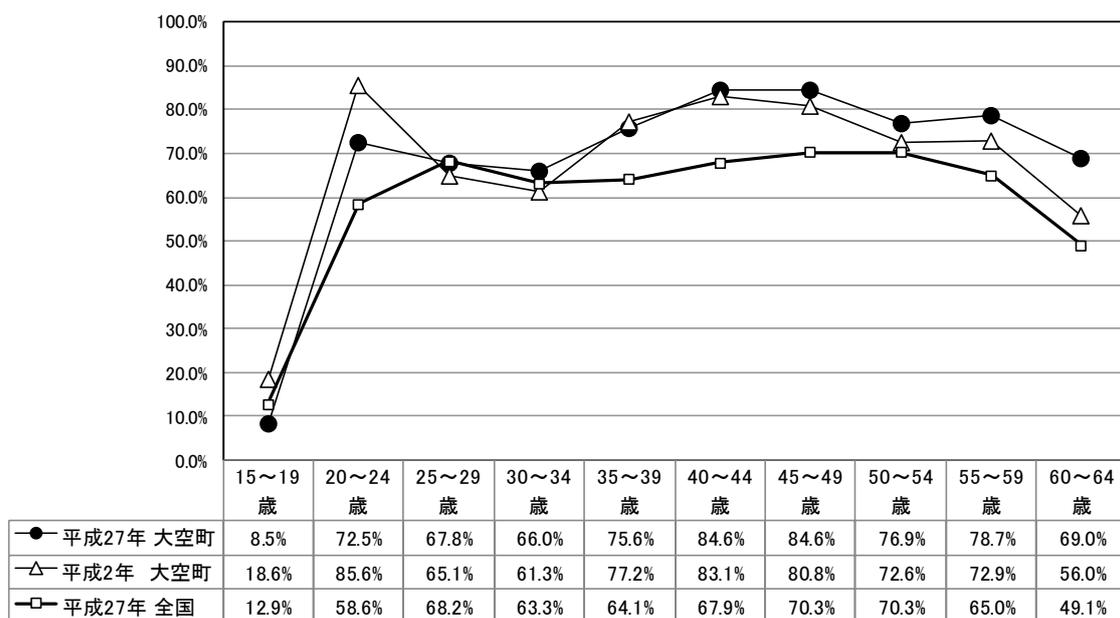
また、平成27年度について、本町と全国を比較すると、本町の実業率は、20歳代後半の女性を除いて男女とも20から30歳代は全国値を概ね上回っており、就業と子育ての両立支援が他地域以上に求められる地域であると言えます。

男女別・年齢別の就業率

男性



女性



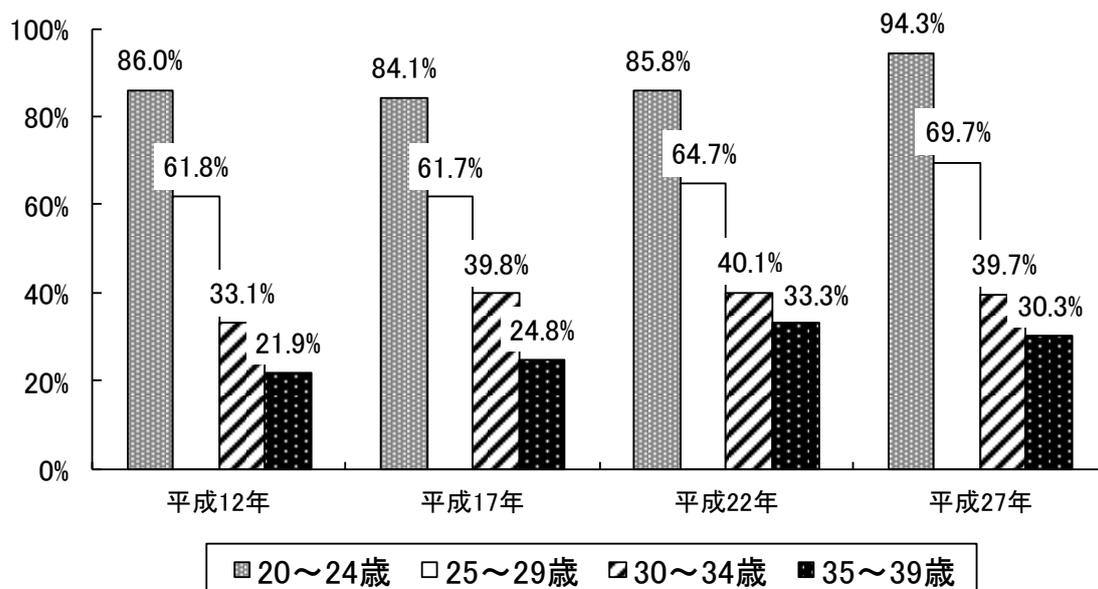
資料: 国勢調査

(5) 晩婚化・非婚化の状況

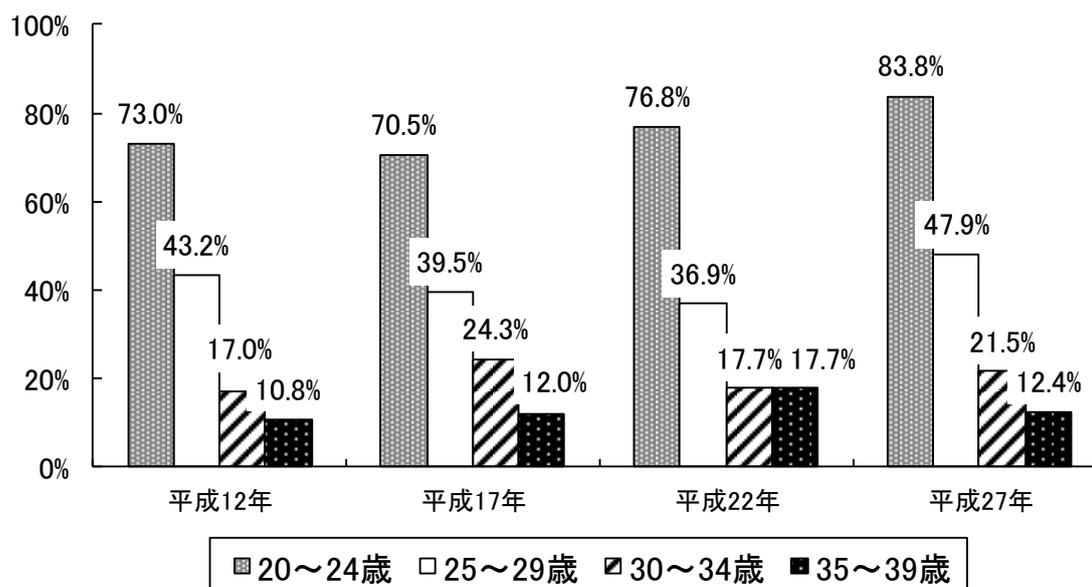
平成27年の20代、30代の未婚率（離婚した人は含まない）をみると、35から39歳の層での男性では30.3%、女性では12.4%が未婚となっており、平成22年と比較すると、ともに減少しています。

未婚率の推移

〔男性〕



〔女性〕



資料：国勢調査

2 教育・保育施設などの利用状況

ここでは、就学前子どもの教育・保育施設及び小学校の状況について、整理します。

(1) 就学前子どもの教育・保育施設の利用状況

本町には、公立幼稚園が2園、へき地保育所が2園あり、175人の就学前児童の教育・保育を実施しています。

なお、女満別の認定こども園が令和2年、東藻琴の認定こども園が令和3年に開園します。それに伴い、それぞれの公立幼稚園、へき地保育所は閉園します。

町内の幼稚園、へき地保育所等の利用状況（令和元年5月）

地区	区分	名称	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
女満別	幼	女満別幼稚園				29	40	32	101
	へき地	豊住保育園	0	7	10	0	0	0	17
小計			0	7	10	29	40	32	118
東藻琴	幼	東藻琴幼稚園				16	17	14	47
	へき地	東藻琴保育園	0	5	5	0	0	0	10
小計			0	5	5	16	17	14	57
合計			0	12	15	45	57	46	175

(2) 放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブはそれぞれの小学校区に町営のものがあり、182人の児童が登録しています。

放課後児童クラブの登録人数（令和元年5月）

クラブ名	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
女満別児童クラブ	29	29	29	25	13	11	136
東藻琴児童クラブ	14	10	6	12	2	2	46
合計	43	39	35	37	15	13	182

3 アンケート結果からみた子どもを取り巻く状況

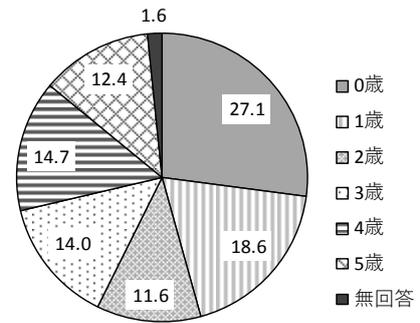
ここでは、令和元年6月5日から6月19日に実施したアンケート結果から、本町における状況を整理します。

(1) お子さんご家族の状況について

① お子さんの年齢・学年

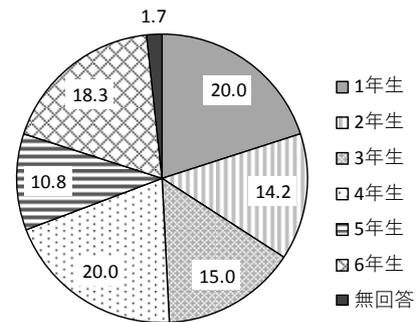
【就学前児童】

No.		人数	%
1	0歳	35	27.1
2	1歳	24	18.6
3	2歳	15	11.6
4	3歳	18	14.0
5	4歳	19	14.7
6	5歳	16	12.4
	無回答	2	1.6
	合計	129	100.0



【小学生】

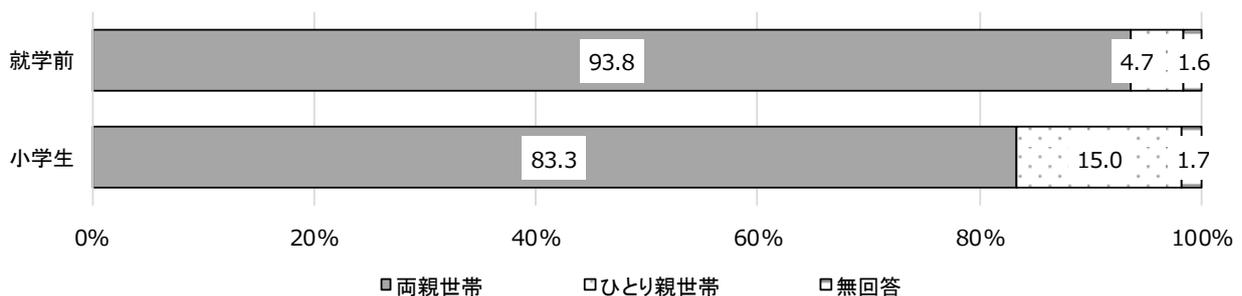
No.		人数	%
1	1年生	24	20.0
2	2年生	17	14.2
3	3年生	18	15.0
4	4年生	24	20.0
5	5年生	13	10.8
6	6年生	22	18.3
	無回答	2	1.7
	合計	120	100.0



② 配偶者の有無

「ひとり親家庭」の割合は、就学前児童世帯で4.7%、小学生世帯で15.0%であり、子どもの年齢が上がるにつれて割合が高くなっています。

No.		就学前		小学生	
		人数	%	人数	%
1	両親世帯	121	93.8	100	83.3
2	ひとり親世帯	6	4.7	18	15.0
	無回答	2	1.6	2	1.7
	合計	129	100.0	120	100.0

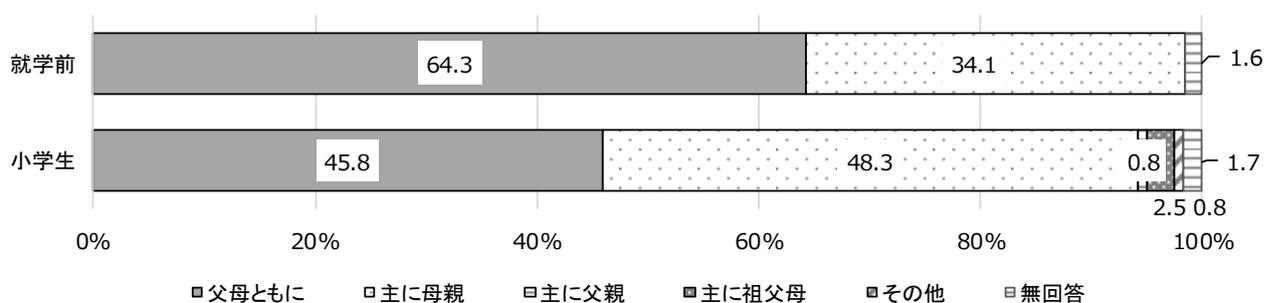


③ 主にお子さんの子育て（教育を含む）を家庭で行っている方の状況

子育て（教育を含む）を主に行っているのは、就学前児童世帯では「父母ともに」が64.3%で最も高くなっています。一方、小学生世帯では「主に母親」が48.3%で最も高くなっています。

就学前児童世帯、小学生世帯ともに、「主に母親」が「主に父親」を大きく上回っており、主に母親が子育てしている家庭が多いと考えられます。

No.		就学前		小学生	
		人数	%	人数	%
1	父母ともに	83	64.3	55	45.8
2	主に母親	44	34.1	58	48.3
3	主に父親	0	0.0	1	0.8
4	主に祖父母	0	0.0	3	2.5
5	その他	0	0.0	1	0.8
	無回答	2	1.6	2	1.7
	合計	129	100.0	120	100.0



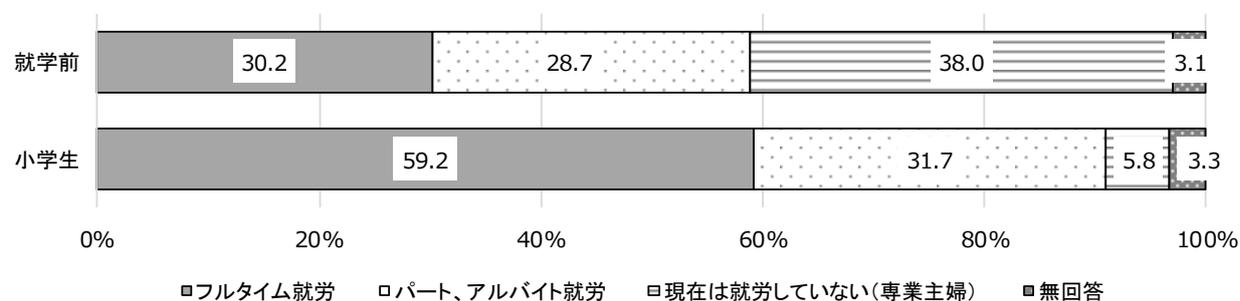
(2) 保護者の就労状況について

① 母親の就労状況

フルタイム就労をしている母親は、就学前児童世帯では 30.2%、小学生世帯では 59.2%となっており、子どもの年齢が上がるにつれて割合が高くなっています。

一方、パート、アルバイト就労をしている母親は、就学前児童世帯では 28.7%、小学生世帯では 31.7%となっており、ほぼ同程度の割合となっています。

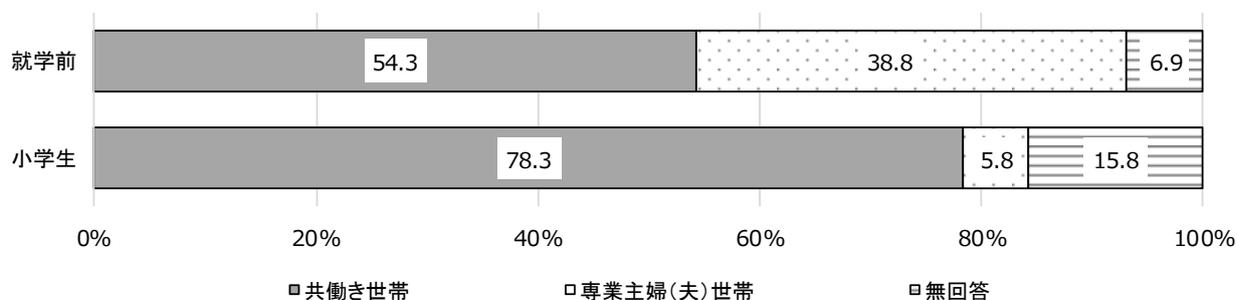
No.		就学前		小学生	
		人数	%	人数	%
1	フルタイム就労	39	30.2	71	59.2
2	パート、アルバイト就労	37	28.7	38	31.7
3	現在は就労していない(専業主婦)	49	38.0	7	5.8
	無回答	4	3.1	4	3.3
	合計	129	100.0	120	100.0



② 共働き世帯(就学前:問7、小学生:問2)

共働き世帯は、就学前児童世帯では 54.3%、小学生世帯では 78.3%となっており、子どもの年齢が上がるにつれて割合が高くなっています。

No.		就学前		小学生	
		人数	%	人数	%
1	共働き世帯	70	54.3	94	78.3
2	専業主婦(夫)世帯	50	38.8	7	5.8
	無回答	9	6.9	19	15.8
	合計	129	100.0	120	100.0



(3) こども園などの利用希望について（就学前児童のみ）

① 平日の教育・保育事業の利用希望

平日の教育・保育事業の利用希望は、「町内の幼稚園・保育園・認定こども園」が 89.1%で最も高くなっています。また、無償化となった場合の希望も「問 10 の回答と変わらない」が 93.8%であることから、「町内の幼稚園・保育園・認定こども園」の利用意向が高いことがわかります。

No.	今後の希望（問 10）	人数	%
1	利用を希望しない	8	6.2
2	町内の幼稚園・保育園・認定こども園	115	89.1
3	ファミリーサポートセンター会員による預かり	2	1.6
4	他市町村の幼稚園・保育所(園)・認定こども園	2	1.6
5	他市町村の認可外保育所(園)・認可外保育施設	0	0.0
6	他市町村の事業所内保育施設	0	0.0
7	他市町村または民間で実施する家庭的保育	0	0.0
8	他市町村または民間で実施する居宅訪問型の保育	1	0.8
9	その他	1	0.8
	無回答	0	0.0
	合計	129	100.0

No.	無償化となった場合の希望（問 11）	人数	%
1	問 10（1）の回答と変わらない	121	93.8
2	町内の幼稚園・保育園・認定こども園	6	4.7
3	ファミリーサポートセンター会員による預かり	0	0.0
4	他市町村の幼稚園・保育所(園)・認定こども園	2	1.6
5	他市町村の認可外保育所(園)・認可外保育施設	0	0.0
6	他市町村の事業所内保育施設	0	0.0
7	他市町村または民間で実施する家庭的保育	0	0.0
8	他市町村または民間で実施する居宅訪問型の保育	0	0.0
9	その他	0	0.0
	無回答	0	0.0
	合計		

【利用したい時間帯（から）】

No.		人数	%
1	7 時台	13	10.7
2	8 時台	92	76.0
3	9 時台	9	7.4
4	10 時台	2	1.7
5	16 時台	1	0.8
	無回答	4	3.3
	合計	121	100.0

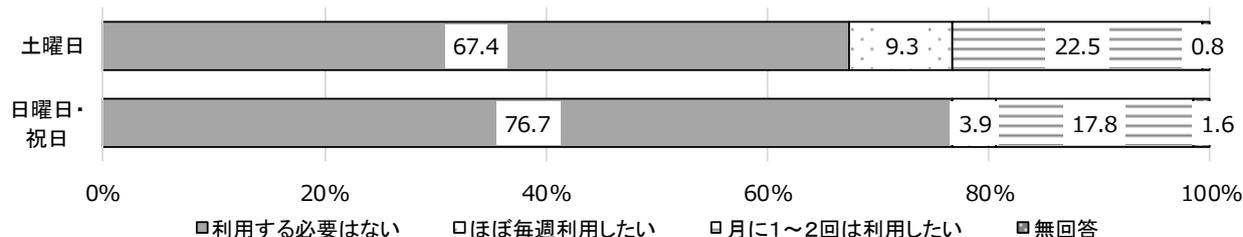
【利用したい時間帯（まで）】

No.		人数	%
1	12 時台	2	1.7
2	13 時台	18	14.9
3	14 時台	12	9.9
4	15 時台	9	7.4
5	16 時台	34	28.1
6	17 時台	20	16.5
7	18 時台	20	16.5
8	19 時台	2	1.7
9	20 時以降	0	0.0
	無回答	4	3.3
	合計	121	100.0

② 土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を足すと、土曜日では31.8%、日曜日・祝日は21.7%の利用意向率となっています。

No.		土曜日		日曜日・祝日	
		人数	%	人数	%
1	利用する必要はない	87	67.4	99	76.7
2	ほぼ毎週利用したい	12	9.3	5	3.9
3	月に1～2回は利用したい	29	22.5	23	17.8
	無回答	1	0.8	2	1.6
	合計	129	100.0	129	100.0



【利用したい時間帯（から）】

No.		土曜日		日曜日・祝日	
		人数	%	人数	%
1	7時から	1	2.4	1	3.6
2	7時30分から	3	7.3	3	10.7
3	8時から	20	48.8	15	53.6
4	8時30分から	9	22.0	4	14.3
5	9時から	4	9.8	2	7.1
6	9時30分から	1	2.4	0	0.0
7	10時から	1	2.4	1	3.6
8	10時30分から	0	0.0	0	0.0
9	16時から	1	2.4	1	3.6
10	16時30分から	0	0.0	0	0.0
	無回答	1	2.4	1	3.6
	合計	41	100.0	28	100.0

【利用したい時間帯（まで）】

No.		土曜日		日曜日・祝日	
		人数	%	人数	%
1	12時まで	2	4.9	1	3.6
2	12時30分まで	0	0.0	0	0.0
3	13時まで	6	14.6	2	7.1
4	13時30分まで	0	0.0	0	0.0
5	14時まで	3	7.3	1	3.6
6	14時30分まで	0	0.0	0	0.0
7	15時まで	0	0.0	0	0.0
8	15時30分まで	0	0.0	0	0.0
9	16時まで	8	19.5	7	25.0
10	16時30分まで	0	0.0	0	0.0
11	17時まで	8	19.5	6	21.4
12	17時30分まで	1	2.4	1	3.6
13	18時まで	10	24.4	7	25.0
14	18時30分まで	1	2.4	1	3.6
15	19時まで	1	2.4	1	3.6
16	19時30分まで	0	0.0	0	0.0
	無回答	1	2.4	1	3.6
	合計	41	100.0	28	100.0

③ 長期休暇中の保育等利用希望

「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」と「休みの期間中、週に数日利用したい」を
 足すと、62.5%の利用意向率となっています。

【利用希望】

No.		人数	%
1	利用する必要はない	20	35.7
2	休みの期間中、ほぼ毎日利用したい	19	33.9
3	休みの期間中、週に数日利用したい	16	28.6
	無回答	1	1.8
	合計	56	100.0

【利用したい時間帯（から）】

No.		人数	%
1	7時から	1	2.9
2	7時30分から	2	5.7
3	8時から	20	57.1
4	8時30分から	10	28.6
5	9時から	1	2.9
6	9時30分から	0	0.0
	無回答	1	2.9
	合計	35	100.0

【利用したい時間帯（まで）】

No.		人数	%
1	13時まで	4	11.4
2	13時30分まで	0	0.0
3	14時まで	1	2.9
4	14時30分まで	0	0.0
5	15時まで	0	0.0
6	15時30分まで	1	2.9
7	16時まで	13	37.1
8	16時30分まで	1	2.9
9	17時まで	4	11.4
10	17時30分まで	2	5.7
11	18時まで	8	22.9
12	18時30分まで	1	2.9
	無回答	0	0.0
	合計	35	100.0

④ 病欠の有無と対処法

この1年間に、お子さんが病気やケガで幼稚園、保育園などを利用できなかったことがあった割合は32.6%となっており、その際の対処法で最も高いのは「母親が休んだ」で76.2%となっています。

【病欠の有無】

No.		人数	%
1	あった	42	32.6
2	なかった	47	36.4
	無回答	40	31.0
	合計	129	100.0

【対処法】

No.		人数	%
1	父親が休んだ	7	16.7
2	母親が休んだ	32	76.2
3	(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった	9	21.4
4	父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた	8	19.0
5	体調不調児・病児・病後児の保育を利用した	0	0.0
6	ベビーシッターを利用した	0	0.0
7	仕方なく子どもだけで留守番をさせた	3	7.1
8	その他	2	4.8
	無回答	0	0.0
	合計	42	

⑤ 体調不調児・病児・病後児のための事業等の利用希望

「できれば体調不調児・病児・病後児保育施設等を利用したい」割合は、30.8%となっており、希望日数は「10日」が41.7%で最も高くなっています。

【体調不調児・病児・病後児事業の利用希望】

No.		人数	%
1	できれば体調不調児・病児・病後児保育施設等を利用したい	12	30.8
2	利用したいとは思わない	20	51.3
	無回答	7	17.9
	合計	39	100.0

【希望日数】

No.		人数	%
1	1日	0	0.0
2	2日	1	8.3
3	3日	3	25.0
4	4日	0	0.0
5	5日	0	0.0
6	6日	0	0.0
7	7日	0	0.0
8	8日	1	8.3
9	9日	0	0.0
10	10日	5	41.7
11	30日	1	8.3
	無回答	1	8.3
	合計	12	100.0

(4) 放課後を過ごす場所について（小学生のみ）

放課後を過ごす場所については、低学年時で「自宅」が 54.2%、高学年時で「自宅」が 50.0%と、ともに「自宅」が最も高くなっています。

「放課後児童クラブ」の利用意向は、低学年時で 44.1%、高学年時で 15.0%となっており、子どもの年齢が上がるにつれて割合が低くなっています。

No.		低学年時（1～3年生）		高学年時（4～6年生）	
		人数	%	人数	%
1	自宅	32	54.2	60	50.0
2	祖父母宅や友人・知人宅	7	11.9	12	10.0
3	習い事（ピアノ教室、少年団活動、学習塾など）	28	47.5	58	48.3
4	児童センター（めっちゃいるど館）	19	32.2	15	12.5
5	放課後児童クラブ	26	44.1	18	15.0
6	放課後子ども教室（大空町子どもワールド21）	13	22.0	17	14.2
7	その他	2	3.4	4	3.3
	無回答	3	5.1	37	30.8
	合計	59		120	

(5) 子育てをしやすいまちづくりについて

子育てをしやすいまちづくりのために、今後重要だと思う項目としては、就学前児童世帯、小学生世帯ともに「小児医療体制の充実」が最も高くなっています。

次いで、就学前児童世帯では「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」、「子育てへの経済的支援の充実」が高くなっており、小学生世帯では「子育てへの経済的支援の充実」が高くなっています。

No.		就学前		小学生	
		人数	%	人数	%
1	母子保健サービス（乳幼児健康診査や予防接種など）の充実	30	23.3	20	16.7
2	小児医療体制の充実	78	60.5	59	49.2
3	乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備	43	33.3	10	8.3
4	親同士の交流や地域の子育て支援活動への支援	13	10.1	6	5.0
5	子育てに関する相談や情報提供の充実	16	12.4	15	12.5
6	幼稚園、保育園などの充実	31	24.0	14	11.7
7	小中学生の心身の健やかな成長への支援	0	0.0	41	34.2
8	子育てしながら働きやすい職場環境の整備	52	40.3	49	40.8
9	家庭内における子育てへの参画（父親の意識啓発など）の促進	8	6.2	8	6.7
10	児童虐待対策の推進	0	0.0	3	2.5
11	子育てへの経済的支援の充実	52	40.3	58	48.3
12	特に必要なものはない	1	0.8	1	0.8
13	その他	8	6.2	6	5.0
	無回答	0	0.0	7	5.8
	合計	129		120	

4 課題の整理

計画の策定にあたり、各種データ及びニーズ調査結果から読み取れる子育てに関しての課題について次の通り整理をしました。

(1) 少子化の影響

町の人口は一貫して緩やかに減少しており、特に14歳以下の年少人口の減少率が高くなっています。

子どもの減少は、子どもと子育て家庭が身近に触れ合える機会が減少し、子育てに対する不安の増大、子どもの育ちへの影響も懸念されます。

(2) 子育て家庭の仕事をサポートする体制づくり

子どもが低年齢児の頃から両親共働き世帯の割合が高いのが、本町の特徴です。

ニーズ調査でも、共働き世帯は、就学前児童世帯では54.3%、小学生世帯では78.3%となっています。このような現状から、仕事との両立をサポートする子育て支援が求められています。

(3) 子育てを応援するネットワークの充実についての要望

ニーズ調査の自由回答で「子育てに悩んだり、発達のことで相談したいとき、どこに相談してよいかわからない」、「核家族が増えていたり、生き方の多様性が増えている中で行政の介入を積極的に行なってほしい」などの意見がありました。

地域のつながりの希薄化などにより、子育てをする親の不安や負担が大きくなっており、子育ての孤立などの問題が指摘されています。そのため、相談や情報提供の支援や、安心して子育てできる環境づくりのため、地域とのネットワークをより強め、サポートする取り組みを拡げていく必要があります。

(4) 既存施設やサービスの周知

「冬の間、幼児が体を動かして遊べる場所」があればいいという意見や、「情報がなさすぎてよくわからない」、「広報に「こんなときは～に相談」等が載っていたらいいなと思います」などの意見が、ニーズ調査の自由回答で寄せられています。

各種サービスの周知を行うとともに、めっちゃいるど館やのんきっず館などの既存施設の活用を促進します。

第3章 計画の基本的な考え方

1 子ども・子育てビジョン（基本理念）

本計画は、「大空町次世代育成支援後期行動計画」の後継計画的な性格を有する計画であることなどから、「次世代育成支援後期行動計画」における基本理念を踏襲するものとし、本町における子ども・子育てビジョンとして次のように設定します。

子の育ち

人と人との関わりを通じて、豊かな人間性を形成し、自立した次代の親になっていくことを支援する。

親の育ち

親が子どもとの生活に喜びを感じながら子育てを通じて、親も育っていく環境づくりを支援する。

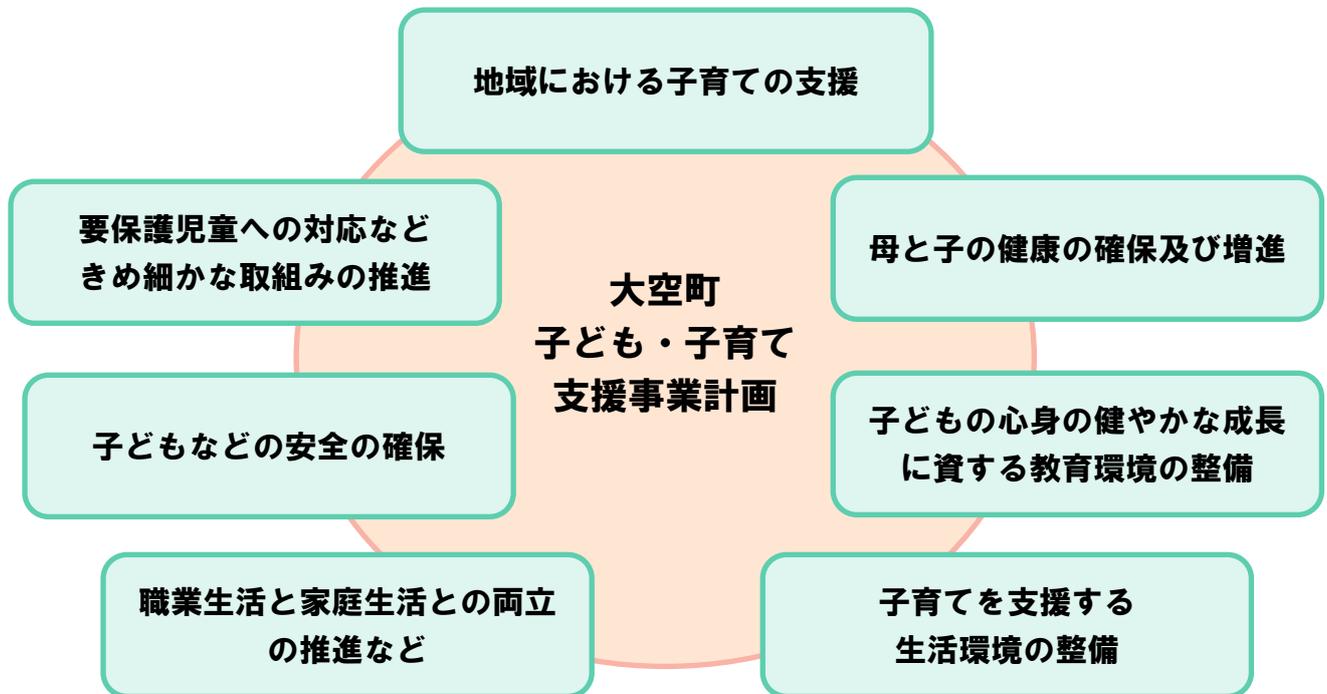
地域の育ち

地域が人々との交流を通じて、子育ての喜び苦勞を分かち合い、支援の輪が広がる環境づくりを支援する。

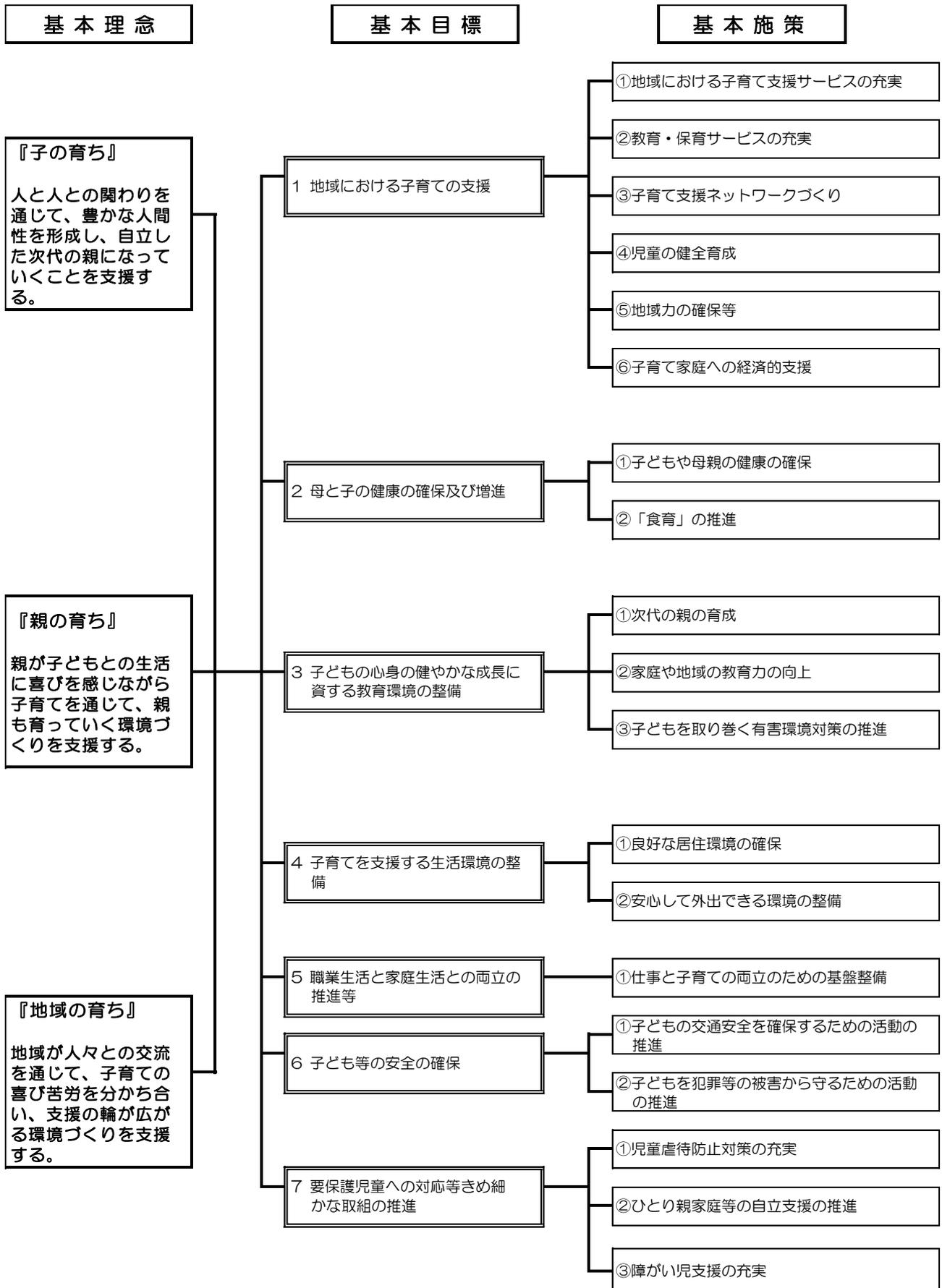


2 基本目標

子ども・子育てビジョン（基本理念）を踏まえ、本計画の基本目標を次の7つとします。



3 施策の体系



4 将来フレーム

【人口推計について】

大空町における子ども・子育て支援に関する将来のニーズ量等を推計するための将来フレームとして、年齢別の将来人口推計を行いました。

将来人口推計にあたっては、住民基本台帳による各年4月1日現在の性別・1歳別の人口データを現況データとして採用し、推計手法としてはコーホート法を用いています。

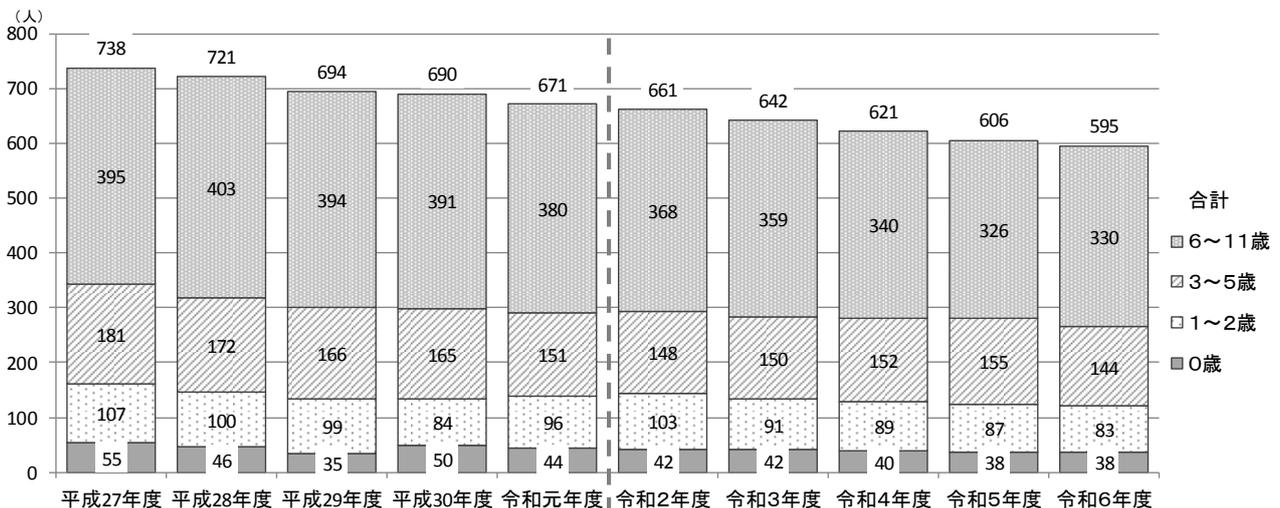
【子ども人口の見通し】

令和2年度以降の0～11歳児人口の合計は、減少傾向で推移していくと予測されていますが、3～5歳児人口は増加傾向となっています。

総人口に占める子どもの人口の割合は低下傾向で、平成27年は9.7%でしたが、令和6年度は9.0%になると見込まれています。

	実績値					推計値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	55	46	35	50	44	42	42	40	38	38
1・2歳	107	100	99	84	96	103	91	89	87	83
3～5歳	181	172	166	165	151	148	150	152	155	144
6～11歳	395	403	394	391	380	368	359	340	326	330
0～5歳合計	343	318	300	299	291	293	283	281	280	265
0～11歳合計	738	721	694	690	671	661	642	621	606	595

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口に占める0～11歳の割合	9.7%	9.6%	9.4%	9.5%	9.4%	9.4%	9.2%	9.1%	9.0%	9.0%



第4章 量の見込みと提供体制

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、本計画の策定にあたり、「教育・保育を提供する区域」を定め、「区域ごとの量の見込み(必要利用定員総数)」や「確保方策」、「実施時期」を記載することとなっています。

内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域にて設定することとなっています。

本町では、就学前児童数や施設立地のバランス等を考慮し、教育・保育提供区域を「旧行政区にもとづく2区域」とします。

なお、女満別の認定こども園が令和2年、東藻琴の認定こども園が令和3年に開園します。それに伴い、それぞれの公立幼稚園、へき地保育所は閉園します。

本町の教育・保育提供区域

提供区域名	区域面積 (km ²)	幼稚園の数	へき地保育所の数
女満別	159.24	1	1
東藻琴	184.38	1	1
合計	343.62	2	2

(平成31年4月1日現在)

2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、後掲の量の見込みを勘案した上で、事業の性質や実施状況を踏まえ、以下を各事業の提供区域とします。

地域子ども・子育て支援事業名	
地域子育て支援拠点事業 (2区域)	放課後児童クラブ (2区域)
妊婦健康診査 (1区域)	養育支援訪問 (1区域)
乳児家庭全戸訪問事業 (1区域)	延長保育事業 (2区域)
病児保育事業 (2区域)	一時預かり事業 (2区域)
ファミリーサポートセンター事業 (1区域)	子育て短期支援事業 (1区域)
利用者支援 (1区域)	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (1区域)
実費徴収に係る補足給付を行う事業 (1区域)	

3 事業量見込みの算出方法

本事業計画における事業量を推計するにあたり、推計人口とニーズ調査から導き出されたサービス利用意向をもとに、計画期間におけるニーズ量を算出しました。算出方法は、以下のとおりです。

(1) 算出項目

1 教育・保育施設および事業

	対 象 事 業	対象年齢
1	1号認定（認定こども園（短時部）及び幼稚園） ※専業主婦（夫）家庭、就労短時間家庭	3～5歳
2	2号認定のうち、幼稚園利用希望の家庭 （認定こども園（短時部）及び幼稚園）	3～5歳
3	2号認定（認定こども園（長時部）及び保育所）	3～5歳
4	3号認定（認定こども園（長時部）及び保育所＋地域型保育事業）	0～2歳

2 地域子ども・子育て支援事業

	対 象 事 業	対象年齢等
1	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
2	妊婦健康診査	—
3	乳児家庭全戸訪問事業	0歳
4	養育支援訪問事業	0～18歳
5	子育て短期支援事業（ショートステイ）	0～5歳
6	ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）	0～5歳
7	一時預かり事業	0～5歳
8	延長保育事業	0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳
10	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	1～6年生
11	利用者支援事業	—
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	—
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—

※「2 妊婦健康診査」、「3 乳児家庭全戸訪問事業」、「4 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童などの支援事業」、「6 ファミリーサポートセンター事業」、「11 利用者支援事業」、「12 実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」は、事業形態の性質上、ニーズ調査とは別に見込量を算出しました。

(2) 算出方法

まず、コーホート法によって、令和2年度から令和6年度の0歳から11歳の子どもの人口を推計します。次に、ニーズ調査結果の父親・母親の就労形態及び就労希望の形態（フルタイム、パートタイム、無業）から家庭類型を区分し、それぞれの家庭類型別の児童数を算出しました。

家庭類型ごとに利用状況・利用意向（希望）から利用意向率を求め、それを年度ごとの児童数の推計値に掛け合わせることで、量の見込みを算出しました。

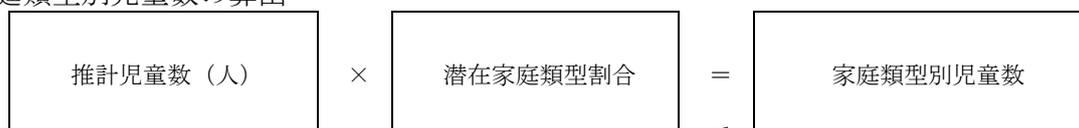
※コーホート法…将来人口の推計手法

※教育・保育の量の見込みは、1号、2号、3号別に、提供区域、年度ごとに算出

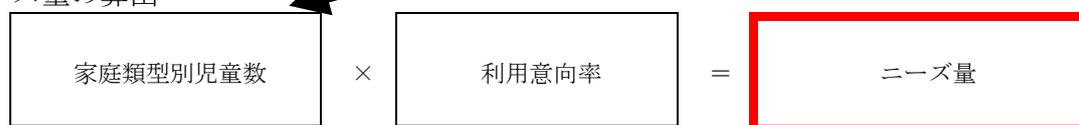
※地域子ども・子育て支援事業では、事業別に提供区域、年度ごとに算出

(3) 量の見込みの算出イメージ

・家庭類型別児童数の算出



・ニーズ量の算出



4 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定めました。

(認定区分)

認定区分	定義
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

(1) 女満別地区 [量の見込みと提供体制]

量の見込み

単位:人

	実績値														
	平成 27年度			平成 28年度			平成 29年度			平成 30年度			令和 元年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号									
①実績値	32	94	26	36	80	24	48	61	25	31	79	18	40	61	17
②確保量	260		30	260		30	260		30	260		30	260		30
② - ①	134		4	144		6	151		5	150		12	159		13

単位:人

	見込量														
	令和 2年度			令和 3年度			令和 4年度			令和 5年度			令和 6年度		
	1号	2号	3号												
①見込量	27	74	37	28	75	34	28	76	33	29	77	32	27	72	31
②確保量	30	90	40	30	90	40	30	90	40	30	90	40	30	90	40
② - ①	3	16	3	2	15	6	2	14	7	1	13	8	3	18	9

確保方策

- ①事業形態については、0～2歳児の利用ニーズについて注視しながら、現状を維持するものとします。
- ②2号ニーズ（3～5歳の保育ニーズ）については、認定こども園で対応することとします。
- ③教育・保育の質の維持向上を図り、小学校への円滑な引継ぎができるよう、よりよい体制を検討していきます。

(2) 東藻琴地区 [量の見込みと提供体制]

量の見込み

単位:人

	実績値														
	平成 27年度			平成 28年度			平成 29年度			平成 30年度			令和 元年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号									
①実績値	11	40	13	11	38	11	11	40	13	12	40	13	15	33	10
②確保量	105		18	105		18	105		18	105		18	105		18
② - ①	54		5	56		7	54		5	53		5	57		8

単位:人

	見込量														
	令和 2年度			令和 3年度			令和 4年度			令和 5年度			令和 6年度		
	1号	2号	3号												
①見込量	8	36	18	8	37	17	8	37	17	8	38	16	8	35	16
②確保量	105		18	10	40	20	10	40	20	10	40	20	10	40	20
② - ①	61		0	2	3	3	2	3	3	2	2	4	2	5	4

確保方策

- ①事業形態については、0～2歳児の利用ニーズについて注視しながら、現状を維持するものとします。
- ②2号ニーズ（3～5歳の保育ニーズ）については、認定こども園で対応することとします。
- ③教育・保育の質の維持向上を図り、小学校への円滑な引継ぎができるよう、よりよい体制を検討していきます。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援に関する事業

[事業の概要]

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うこと、子どもや保護者から利用にあたっての相談に応じ、適切なサービスを選択し円滑に利用できるような必要な情報提供・助言を行うこと、関係機関との連絡調整等が主たる事業内容です。

[確保方策の考え方]

本町においては、子育て支援担当課を窓口として、関係機関と連携のもと必要な情報提供や助言等を行います。

(2) 地域子育て支援事業

[事業の概要]

地域の身近な場所において、乳幼児親子が気軽に集える場を提供し、親子の交流や学びの講座、育児相談等を行う事業です。本町では、各地区で1カ所ずつ実施しています。

女満別：子育て支援遊びの広場～めっちゃいるど館
東藻琴：わんぱくクラブ～のんきつず館

[量の見込みと確保方策]

≪女満別≫

月間延べ人日

	実績値				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①実績値	311 人日	178 人日	155 人日	229 人日	/
②確保量	1 力所 550 人日				

	見込量				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①見込量	285 人日	261 人日	253 人日	245 人日	238 人日
②確保量	1 力所 550 人日				

単位について：人日は、町全体での1年（もしくは1か月）の延べ利用日数。たとえば利用者ひとりが、年（月）間で3日利用した場合、3人日と数える。あるいは、利用者3人が、年（月）間1日利用した場合も、3人日と数える。人回も同様の数え方で、1年（もしくは1か月）の延べ利用回数。

≪東藻琴≫

月間延べ人日

	実績値				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①実績値	178 人日	124 人日	92 人日	139 人日	/
②確保量	1 力所 180 人日				

	見込量				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①見込量	172 人日	162 人日	159 人日	155 人日	152 人日
②確保量	1 力所 180 人日				

[確保方策の考え方]

めっちゃいるど館やのんきつず館を活用し本事業を推進します。

(3) 妊婦健康診査

[事業の概要]

妊婦健康診査は、妊娠が正常に経過していることを確認し、疾病や異常の早期発見、妊娠中に発症する各種合併症の発症予防等、母児共に健全な状態で、妊娠・出産を終えられるよう実施するものです。

妊婦を対象とした個別健診を実施し、その診査費の一部（一人あたり 14 回分）を公費負担することにより、安全・安心な出産を支援しています。

[量の見込みと確保方策]

年間延べ人回／年間実人数

	実績値				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①実績値	623 人回 (61 人)	433 人回 (58 人)	530 人回 (63 人)	505 人回 (74 人)	
②確保量	700 人回 (50 人)	672 人回 (48 人)	644 人回 (46 人)	644 人回 (46 人)	644 人回 (46 人)
	すべての妊産婦に対し、14 回分の公費負担を実施				

	見込量				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①見込量	588 人回 (42 人)	588 人回 (42 人)	560 人回 (40 人)	532 人回 (38 人)	532 人回 (38 人)
②確保量	588 人回 (42 人)	588 人回 (42 人)	560 人回 (40 人)	532 人回 (38 人)	532 人回 (38 人)
	すべての妊産婦に対し、14 回分の公費負担を実施				

※ 見込量については、人口推計に基づき算出しています。

[確保方策の考え方]

すべての妊産婦に対し、公費による一部負担（14 回分）を継続します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

[事業の概要]

母親のメンタルヘルス支援を重点において、新生児・乳児とその親を対象に、保健師が家庭訪問指導を実施しています。

[量の見込みと確保方策]

年間実人数

	実績値				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①実績値	42人	35人	49人	45人	
②確保量	52人	50人	48人	46人	46人
	全戸訪問の実施				

	見込量				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①見込量	42人	42人	40人	38人	38人
②確保量	42人	42人	40人	38人	38人
	全戸訪問の実施				

※ 見込量については、人口推計に基づき算出しています。

[確保方策の考え方]

全戸訪問を継続します。

(5) 養育支援訪問事業等

[事業の概要]

新生児、産婦訪問による母子の状況に応じ、ケース対応会議を行い、養育支援が必要と考えられた家庭に対しては、専門的な訪問指導を継続的に実施します。

また、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関等と連携・協議して、児童虐待の予防、早期発見及び児童虐待を受けた児童への迅速かつ適切な対応を実施しています。

[量の見込みと確保方策]

年間実人数

	実績値				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①実績値	7人	3人	14人	15人	
②確保量	5人	5人	4人	4人	4人
	養育支援が必要な家庭に対して訪問支援				

	見込量				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①見込量	9人	9人	9人	9人	9人
②確保量	9人	9人	9人	9人	9人
	養育支援が必要な家庭に対して訪問支援				

※ 見込量については、過去の実績より評価・算出しています。

[確保方策の考え方]

児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、また、児童虐待ケースの場合については遅延なく対応できるよう、関係機関が十分に連携し、細かな連絡調整を速やかに実施できる体制づくりに取り組みます。

(6) 子育て短期支援事業

[事業の概要]

保護者が、疾病・疲労等身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、保護を適切に行うことができる児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。現在、本町では実施していません。

[量の見込みと確保方策]

年間延べ人日

	実績値				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①実績値	0人日	0人日	0人日	0人日	
②確保量	0力所	0力所	0力所	0力所	0力所

	見込量				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①見込量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保量	0力所	0力所	0力所	0力所	0力所

[確保方策の考え方]

児童相談所と連携し実施するものとします。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

[事業の概要]

乳幼児や児童の送迎や一時預かりなど育児の援助を「行いたい人（援助会員）」と「受けたい人（利用会員）」からなる相互援助活動について連絡・調整を行い、子育て支援を行う事業です。

本町では運営委託により1カ所で実施しています。

[量の見込みと確保方策]

年間延べ人日／登録人数

	実績値				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①実績値	11人日	14人日	12人日	18人日	
利用会員 登録者数	12人	15人	16人	18人	21人
協力会員 登録者数	11人	14人	12人	18人	19人
②確保量	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

	見込量				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①見込量	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
利用会員 登録者数	16人	16人	16人	16人	16人
協力会員 登録者数	15人	15人	15人	15人	15人
②確保量	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

※ 過去の実績より就学児童分のみ算出しています。就学前児童分は、一時預かり事業のニーズと考えます。

[確保方策の考え方]

ファミリーサポート事業について、乳幼児や児童の保護者へ適切な情報提供を行うとともに、希望に沿った利用につながるよう連絡・調整を行います。

(8) 一時預かり事業

[事業の概要]

園児の「一時預かり事業」は、通常の教育時間後や、長期休業期間中などに、希望する在園児を対象に保育を行う事業です。本町では、すべての公立幼稚園で実施しており、認定こども園開園後も引き続き実施します。

また、認定こども園開園後は家庭において保育を受けることが一時的に困難となった未通園の乳幼児に一時的に保育を行う事業も実施します。

[量の見込みと確保方策]

◆在園児の一時預かり（在園児対象）

年間延べ人日

	実績値				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①実績値	22,030 人日	21,183 人日	20,520 人日	20,379 人日	
1号認定による利用	870 人日	416 人日	387 人日	504 人日	
2号認定による利用	21,160 人日	20,767 人日	20,133 人日	19,875 人日	
②確保量 (在園児対象型)	2 力所 24,960 人日				

≪女満別≫

	見込量				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①見込量	353 人日				
1号認定による利用					
2号認定による利用					
②確保量 (在園児対象型)	1 力所 370 人日				

≪東藻琴≫

	見込量				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①見込量	7,236 人日	151 人日	151 人日	151 人日	151 人日
1号認定による利用	151 人日				
2号認定による利用	7,085 人日				
②確保量 (在園児対象型)	1 力所 7,480 人日	1 力所 160 人日	1 力所 160 人日	1 力所 160 人日	1 力所 160 人日

◆在園児以外の一時預かり（一般型など）

年間延べ人日

	実績値				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①実績値					
②確保量	1カ所	1カ所	2カ所	2カ所	2カ所
一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	0カ所	0カ所	1カ所	1カ所	1カ所
類似の一時的な預かり の場（ファミリーサポ ートセンター）	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

《女満別》

	見込量				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①見込量	329人日	593人日	575人日	557人日	540人日
②確保量	329人日	647人日	647人日	647人日	647人日
一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	318人日	636人日	636人日	636人日	636人日
類似の一時的な預かり の場（ファミリーサポ ートセンター）	11人日	11人日	11人日	11人日	11人日

《東藻琴》

	見込量				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①見込量	4人日	140人日	247人日	239人日	231人日
②確保量	4人日	140人日	277人日	277人日	277人日
一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	—	136人日	273人日	273人日	273人日
類似の一時的な預かり の場（ファミリーサポ ートセンター）	4人日	4人日	4人日	4人日	4人日

[確保方策の考え方]

柔軟な保育ニーズの受け皿にもなることから、在園児の一時預かり（在園児対象）事業、及び在園児対象外の一時的預かり（一般型など）事業を推進します。

また、ファミリーサポートセンターについても、一時的な子どもの預かり先となっていることから、保護者へ適切な情報提供を行うとともに、希望に沿った利用につながるように連絡・調整を行います。

(9) 時間外（延長）保育事業

[事業の概要]

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間を超えて預かりを行う事業です。

女満別地区では令和2年の認定こども園開園から、東藻琴地区では令和3年の認定こども園開園から実施します。

[量の見込みと確保方策]

《女満別》

登録人数

	実績値				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①実績値					
②確保量	0人	0人	12人	12人	12人

	見込量				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①見込量	14人	14人	12人	12人	12人
②確保量	14人	14人	12人	12人	12人

《東藻琴》

登録人数

	実績値				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①実績値					
②確保量	0人	0人	6人	6人	6人

	見込量				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①見込量		6人	6人	6人	6人
②確保量	0人	6人	6人	6人	6人

[確保方策の考え方]

量の規模（利用見込み 20 人程度）より、ファミリーサポートセンターの利用とともに、本事業を推進します。

(10) 病児保育事業

[事業の概要]

園児が登園後に体調不良となった場合において、保護者が迎えに来るまでの間、認定こども園に付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育等をする事業です。

女満別地区では令和2年の認定こども園開園から、東藻琴地区では令和3年の認定こども園開園から実施します。

[量の見込みと確保方策]

年間延べ人日

	実績値				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①実績値					
②確保量	40人日 (1カ所)	40人日 (1カ所)	40人日 (1カ所)	40人日 (1カ所)	40人日 (1カ所)

《女満別》

年間延べ人日

	見込量				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①見込量	57人日	110人日	109人日	109人日	103人日
②確保量	70人日 (1カ所)	140人日 (1カ所)	140人日 (1カ所)	140人日 (1カ所)	140人日 (1カ所)

《東藻琴》

年間延べ人日

	見込量				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①見込量		25人日	47人日	47人日	44人日
②確保量	0人日 (0カ所)	40人日 (1カ所)	70人日 (1カ所)	70人日 (1カ所)	70人日 (1カ所)

[確保方策の考え方]

ニーズ量に対応できるよう、事業を推進します。

(11) 放課後児童健全育成事業

[事業の概要]

保護者や同居親族の就労または疾病等により家庭が昼間留守等になる児童を対象に、授業の終了後など一定時間指導し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。本町では、2カ所の放課後児童クラブにおいて実施しています。

[量の見込みと確保方策]

《女満別》

登録人数

	実績値				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①実績値	107人	138人	138人	138人	136人
1年生	33人	37人	37人	31人	29人
2年生	21人	35人	34人	34人	29人
3年生	29人	24人	28人	27人	29人
4年生	6人	26人	21人	23人	25人
5年生	15人	3人	16人	16人	13人
6年生	3人	13人	2人	7人	11人
②確保量	110人	110人	110人	140人	140人
②-①	3人	△28人	△28人	2人	4人

	見込量				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①見込量	138人	138人	138人	138人	138人
1年生	34人	34人	34人	34人	34人
2年生	33人	33人	33人	33人	33人
3年生	27人	27人	27人	27人	27人
4年生	24人	24人	24人	24人	24人
5年生	12人	12人	12人	12人	12人
6年生	8人	8人	8人	8人	8人
②確保量	140人	140人	140人	140人	140人
②-①	2人	2人	2人	2人	2人

《東藻琴》

登録人数

	実績値				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①実績値	41人	54人	43人	41人	46人
1年生	10人	14人	6人	9人	14人
2年生	9人	10人	14人	6人	10人
3年生	10人	13人	8人	14人	6人
4年生	5人	8人	8人	6人	12人
5年生	4人	5人	4人	4人	2人
6年生	3人	4人	3人	2人	2人
②確保量	50人	50人	50人	50人	60人
②-①	9人	△4人	7人	9人	14人

	見込量				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①見込量	47人	47人	47人	47人	47人
1年生	11人	11人	11人	11人	11人
2年生	10人	10人	10人	10人	10人
3年生	10人	10人	10人	10人	10人
4年生	9人	9人	9人	9人	9人
5年生	4人	4人	4人	4人	4人
6年生	3人	3人	3人	3人	3人
②確保量	60人	60人	60人	60人	60人
②-①	13人	13人	13人	13人	13人

[確保方策の考え方]

現行体制維持を基本とします。

ただし、女満別児童クラブは大規模クラブであることから、施設や指導員の維持、指導のあり方など、利用児童に対応が行き届くように、工夫と改善に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

[事業の概要]

教材費、園外活動等の行事費、副食材料費等は実費負担にかかる費用として、保護者同意の下、施設が独自に徴収することができます。この実費徴収に対して、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。現在、本町では実施していません。

[確保方策の考え方]

事業の実施に向けて検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

[事業の概要]

新規施設事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、地域ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言、連携施設のあっせんなどを行う事業です。現在、本町では実施していません。

[確保方策の考え方]

新規参入の事業者があった際に、巡回支援等の支援事業の実施に向けて検討します。

第5章 分野別施策の展開

本計画は、第1期計画の施策体系にもとづく各事業を踏襲するとともに、子ども・子育て支援事業計画の基本指針改正、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正などの視野を加え、以下のように事業を展開することとします。

基本目標1 地域における子育ての支援

基本施策 ①地域における子育て支援サービスの充実

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
1	子育て支援センター事業	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・めっちゃいるど館、のんきっず館の両施設内において、子育てに関する相談や育児教室などを行い、今後とも、地域の拠点として、機能の充実を図ります。 【詳細は、第4章参照】	継続
2	ファミリーサポートセンター事業	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育ての支援を受けたい会員（利用会員）」と「子育ての支援を行いたい会員（援助会員）」との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。 【詳細は、第4章参照】	継続
3	子育て支援園開放	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園（認定こども園）において、未就園児の親子を対象とした子育て支援園開放を実施します。 	継続
4	子育て支援情報の提供	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援アプリ「そらベビ」を活用し、乳幼児の予防接種や健診案内、育児情報等の配信により、育児が不安なくできるよう情報提供に努めます。 	継続

基本施策 ②教育・保育サービスの充実

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
5	教育・保育事業	生涯学習課 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、幼稚園、認定こども園において、教育・保育サービスを実施します。 【詳細は、第4章参照】	継続
6	時間外（延長）保育事業	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間を超えた預かり事業を実施します。 【詳細は、第4章参照】	新規
7	一時預かり事業	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の教育時間後や、長期休業期間中などに、希望する在園児を対象に保育を行います。 ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった未通園の乳幼児に一時的に保育を行う事業も実施します。 【詳細は、第4章参照】	拡充
8	広域保育事業	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な保育要望に応えるため、他市町村の幼稚園や保育園を広域で利用できるよう事業を実施します。 	継続

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
9	託児通所助成事業	生涯学習課	・保護者の就労や疾病などの理由により3歳未満児を託児所等に通所させる場合、利用料の一部を助成します。	継続
10	病児保育事業	生涯学習課 福祉課	・園児が登園後に体調不良となった場合において、保護者が迎えに来るまでの間、認定こども園に付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を実施します。 【詳細は、第4章参照】	新規
11	幼児教育アドバイザー等の配置・確保	生涯学習課 福祉課	・幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めます。	新規
12	外国につながる幼児への支援・配慮	生涯学習課 福祉課	・対象となる児童や家庭がいた場合、関係機関で連携し、適切な対応に努めます。	新規

基本施策 ③子育て支援ネットワークづくり

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
13	せいかつあんしんガイドブックの作成	福祉課	・保健・衛生・医療・介護・福祉に係るガイドブックを全戸配布し、各種事業の必要な手続き方法等の周知を行います。	継続
14	子育て支援ネットワーク充実事業・学校教育振興事業	生涯学習課	・保護者を対象に、乳児から成人までの子育てに関する助言等を行う社会教育コーディネーターを配置します。 ・不登校、いじめ問題等に対応するために教育相談員を配置します。	継続
15	子育て相談窓口の設置	生涯学習課 福祉課	・関係機関と連携し妊娠初期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。	新規

基本施策 ④児童の健全育成

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
16	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	福祉課	・めっちゃいど館、のんきつず館の両施設内において、全学年を対象に健全育成に寄与します。なお、めっちゃいど館での児童クラブは、過密解消を踏むため同施設内にあるクラブを二つに分割し、安全管理に努めます。 ・障がい児の受入れ体制の強化に努めます。 【詳細は、第4章参照】	継続・拡充
17	放課後子ども教室（子どもワールド21）	生涯学習課	・めっちゃいど館、東藻琴小学校の両施設を利用して、地域住民からなる協働活動支援員の参画を得て、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	継続

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
18	一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施	福祉課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 放課後子ども教室開催時に、放課後児童クラブを利用する児童も参加できるプログラムを、現在1カ所（東藻琴地区）において実施していますが、今後もこれを維持します。 プログラムの実施にあたり、小学校内での活動場所や実施時間などについて、学校・事業者・行政の連携体制を整備し、質の充実に努めます。 	継続

基本施策 ⑤地域力の確保等

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
19	世代間交流事業	社会福祉協議会	・季節的行事等の体験を通して、地域の高齢者等と子どもがふれ合い、交流を図ります。	継続
20	総合型地域スポーツクラブ	生涯学習課	・町内豊里・住吉地区の住民で構成された総合型地域スポーツクラブ「豊住スポーツクラブ」において、スポーツ活動と連帯あふれる地域づくりに努めます。	継続

基本施策 ⑥子育て家庭への経済的支援

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
21	子ども医療費助成	福祉課	・中学生までの子どもの医療費を助成します。（所得制限有り）	継続
22	子育て世帯に対するゴミ袋支給事業	福祉課	・満1歳6カ月未満の乳幼児の保護者に使用済み紙おむつの処理に要するゴミ袋を支給します。	継続

基本目標2 母と子の健康の確保及び増進

基本施策 ①子どもや母親の健康の確保

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
1	妊婦健康診査	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦の健康診査を実施することにより、疾病、異常の早期発見・早期治療を行います。また、生活習慣病のリスクや妊娠経過、検査データを確認し、必要な健康相談を実施します。 【詳細は、第4章参照】 	継続
2	乳幼児健康診査	福祉課	・各健康診査を実施し、（4か月児、7～8か月児、10～11か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児）乳幼児の発達・発育の確認及び疾病や障がいの早期発見と保護者への適切な支援を行います。	継続
3	健康相談	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の発達・発育、早期療養に関して相談支援を行います。 ①乳幼児健康相談 ②巡回子ども発達相談 	継続

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
4	健康教育	福祉課	・妊娠・出産育児を安心してできるよう支援を行います。 ①両親学級 ②育児学級	継続
5	新生児・乳幼児・妊産婦訪問	福祉課	・安心して妊娠・出産、子育てができるよう訪問による指導を行います。 ①母乳育児の推進 ②育児不安の軽減	継続
6	予防接種事業	福祉課	・医療機関との連携により、必要な予防接種を実施します。	継続
7	歯科保健事業	福祉課	・乳幼児（10～11か月児から5歳児）に係る歯科健診・指導及びフッ素塗布、幼児・児童に係る歯科健康教育を行います。	継続
8	新生児聴覚検査費用の助成	福祉課	・新生児聴覚検査費用を助成します。	継続
9	産後ケア	福祉課	・母親の心理的、身体的ケア及び育児指導を行い、育児不安が軽減されるよう産後ケアを実施します。	新規

基本施策 ②「食育」の推進

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
10	乳幼児健康診査の際の栄養指導	福祉課	・発達に応じた栄養の摂取指導及び適切な食習慣の確立に向けた援助・助言を行います。	継続
11	小中学校の食育の推進	生涯学習課	・学校における給食指導や栄養指導の充実、家庭における望ましい食生活や食習慣の啓発、地場産品を活用した学校給食の提供などにより、望ましい食育の推進に努めます。	継続
12	食育活動	生涯学習課	・農作業、調理実習などの体験を通じた食育活動を、保育園や小学校、中学校と連携しながら推進します。	継続

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本施策 ①次代の親の育成

- 男女が協力して家庭を築くこと。子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携して推進します。

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
1	異年齢間交流事業	生涯学習課	・小中高校生が子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育・幼稚園児との異年齢間交流を深めます。	継続

基本施策 ②家庭や地域の教育力の向上

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
2	学社連携・学社融合の推進	生涯学習課	・農業体験活動を通じた総合的な学習への支援、郷土学習を通じた地域指導者との連携、社会教育事業を活用した各学校種間の交流推進、教職員と教育委員会職員や地域指導者の相互協力体制づくりなどを通じて、学社連携、学社融合を推進します。	継続
3	地域人材登録と活用	生涯学習課	・大空町リーダーネット（人材バンク）の登録の推進、生涯学習ボランティアの組織化などにより、地域人材の登録と活用を図ります。	継続

基本施策 ③子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- 家庭と連携したマナーやルールへの定着、メディアとの適切な係わり方や情報モラルの啓発などにより、規範意識の醸成に努めます。

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
4	環境浄化運動の推進	生涯学習課	・地域住民の関心を高め、関係機関・団体との連携を強化し、地域が一体となって青少年の健全育成を図ります。	継続

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

基本施策 ①良好な居住環境の確保

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
1	住環境の整備	総務課	・小さな子どもをはじめ、誰もが安全に暮らせるように日常生活のバリアを取り除き、多様な家族構成や、子どもの成長に合わせ、変化に対応しやすい柔軟性のある住宅の整備に努めます。	継続

基本施策 ②安心して外出できる環境の整備

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
2	歩道の段差解消	建設課	・歩道の段差解消など、町道の未改良部分の整備や歩道の整備、凍雪害防止のための整備に努めます。	継続
3	道路環境整備	建設課	・自然環境、町並み景観への配慮及び誘導表示の充実など、人と環境にやさしい道づくりに努めます。	継続

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

基本施策 ①仕事と子育ての両立のための基盤整備

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
1	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発を推進します。 育児・介護休業法の改正や、働き方改革関連法の成立を踏まえて、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する事項の周知を行います。 	継続・拡充

基本目標6 子ども等の安全の確保

基本施策 ①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
1	交通安全啓発及び街頭指導	住民課	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを交通事故から守るため、学校、交通安全関係団体、警察等との連携・協力体制の強化を図り、交通事故防止対策を推進します。 	継続
2	交通安全教室	住民課	<ul style="list-style-type: none"> 交通ルール徹底及び自転車の乗り方などの指導を行います。 	継続
3	交通安全大会・社会を明るくする運動大会	住民課 福祉課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 町民一人一人が交通事故、青少年の非行及び犯罪等日常生活の安全を脅かす事故や犯罪発生の防止を図り、家庭、職場、学校、地域社会が一体となって明るいまちづくりを推進します。 	継続

基本施策 ②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
4	不審者警戒巡視	住民課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 児童を犯罪等の被害から守るため、青少年育成期間団体、自治会及び行政が連携し、下校時の防犯パトロール（不審者警戒巡視）を推進します。 見守りの空白地帯における子どもの危険を取り除くため、登下校時における総合的な防犯対策を強化します。 	継続・拡充
5	地域防犯マップ配布	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを犯罪や交通事故等から守るため、危険箇所やこども110番の家を示したマップを女満別地区、東藻琴地区毎に作成し、小中学校の児童・生徒に配布するほか、広報や町のホームページで全町民に普及・啓発を図ります。 	継続
6	不審者情報メール配信	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> オホーツク教育局から配信された不審者情報を登録者にメール配信します。広報や町のホームページで登録を勧奨し、地域での見守り体制を強化します。 	継続

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
7	合同補導	生涯学習課	・大空町青少年健全育成町民会議の構成団体で協力し、めまんべつ観光夏まつり、盆踊り、神社祭典等大きなイベント開催時に、青少年の非行防止や犯罪に巻き込まれないよう合同補導を実施します。	継続
8	こども110番の家	住民課 生涯学習課	・緊急避難所となる「こども110番の家」の設置は有効であり、設置場所については児童、保護者及び住民への周知を図ります。	継続
9	ぶらりご近所パトロール隊	住民課	・大空町民有志により、安全・防犯ボランティアを組織し、不審者の被害（地域における児童の被害）を防ぐとともに、交通安全及び防犯の呼びかけを実施し、児童の安全を確保します。	継続

基本目標7 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進

基本施策 ①児童虐待防止対策の充実

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
1	要保護児童対策地域協議会の充実	福祉課	・各関係機関との連携を図り、虐待に関する危機感を共有するとともに、個々のケースの支援策を検討し、速やかな対応を図ります。 ・子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進するための普及啓発活動を行います。 ・児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、児童虐待防止・対応に関する体制強化等を図ります。	継続・拡充

基本施策 ②ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、関連事業の周知・利用促進を図り、子どもの貧困対策に努めます。

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
2	ひとり親家庭等医療費助成	福祉課	・ひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る医療費を助成します。（所得制限有り）	継続

基本施策 ③障がい児支援の充実

- 関係機関と連携して、障がいのある子どもの早期発見・早期治療を推進するとともに、乳幼児期からの療養相談を実施します。
- 障がいのある子ども、その家族又は介護者が安心して相談し、必要なサービスや専門機関などの情報提供ができる相談支援体制の充実を図ります。

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
3	重度心身障がい児家庭等医療費助成	福祉課	・重度心身障がい児に係る医療費を助成します。（所得制限有り）	継続

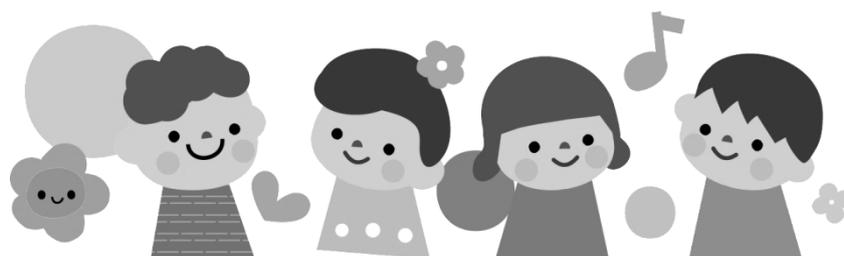
番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
4	心身障がい児等旅費助成	福祉課	・心身障がい児等に係る検査、治療及び相談等のための旅行に要する経費の一部を助成します。 (所得制限有り)	継続
5	通園療育指導訓練事業	福祉課	・発達支援センターの運営に係る経費を負担します。 (日常生活における基本的な動作の指導、適応訓練等)	継続
6	医療的ケア児への支援	福祉課	・圏域での医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置、また関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に努めます。	新規
7	障がい児福祉の充実	福祉課	・放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流を促進するなどの支援を行います。	継続

第6章 計画の推進

1 計画の推進にあたっての役割分担と連携

各施策の推進については、庁内において年度毎に各事業の進捗状況を把握していきます。

施策	事業	担当課・関係機関
①庁内推進体制の整備 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況については年度毎に把握し、計画を総合的に推進するため庁内担当者会議を開催します。	庁内担当者会議の開催	福祉課 住民福祉課 生涯学習課 関係各課
②事業計画進捗状況の評価と公表等 計画の進捗状況を定期的に公表するとともに、関係団体等から意見聴取を行い、施策への反映を図ります。	事業計画進捗状況の評価と公表等	大空町子ども・子育て会議

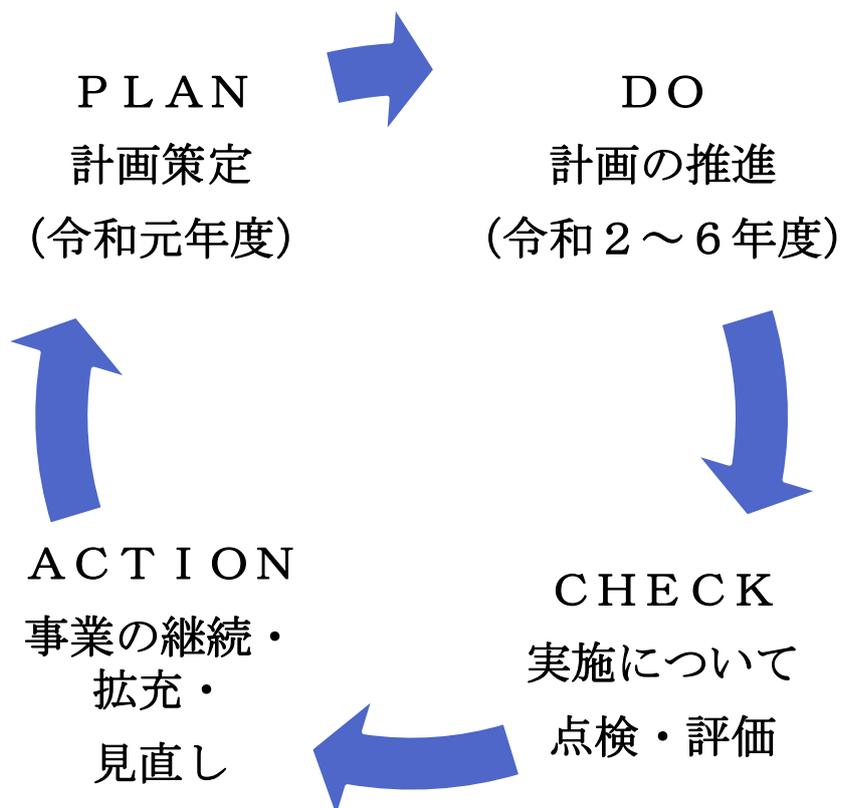


2 計画の進行管理

子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、時流にともない変化していきます。

本事業計画を、時流に対応した現実的な事業計画として推進していくためには、毎年、きめ細かに進捗評価を行いながら計画を見直していくP D C Aサイクルによる推進体制が不可欠となります。

本町では、以下の図のイメージに従い、子ども・子育て会議にて進捗管理や評価を行い、計画を推進していきます。



■変更後（当初計画27ページ）

（1）女満別地区 [量の見込みと提供体制]

量の見込み

単位：人

	実績値														
	平成 27年度			平成 28年度			平成 29年度			平成 30年度			令和 元年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号									
①実績値	32	94	26	36	80	24	48	61	25	31	79	18	40	61	17
②確保量	260		30	260		30	260		30	260		30	260		30
②－①	134		4	144		6	151		5	150		12	159		13

単位：人

	見込量														
	令和 2年度			令和 3年度			令和 4年度			令和 5年度			令和 6年度		
	1号	2号	3号												
①見込量	27	74	37	28	75	34	28	76	33	25	52	27	20	50	27
②確保量	30	90	40	30	90	40	30	90	40	25	53	27	25	53	27
②－①	3	16	3	2	15	6	2	14	7	0	1	0	5	3	0

確保方策

- ①事業形態については、0～2歳児の利用ニーズについて注視しながら、現状を維持するものとします。
- ②2号ニーズ（3～5歳の保育ニーズ）については、認定こども園で対応することとします。
- ③教育・保育の質の維持向上を図り、小学校への円滑な引継ぎができるよう、よりよい体制を検討していきます。

■変更後（当初計画28ページ）

（2）東藻琴地区 [量の見込みと提供体制]

量の見込み

単位：人

	実績値															
	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号										
①実績値	11	40	13	11	38	11	11	40	13	12	40	13	15	33	10	
②確保量	105		18	105		18	105		18	105		18	105			18
②－①	54		5	56		7	54		5	53		5	57			8

単位：人

	見込量														
	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号												
①見込量	8	36	18	8	37	17	8	37	17	5	36	15	5	25	15
②確保量	105		18	10	40	20	10	40	20	5	37	18	5	37	18
②－①	61		0	2	3	3	2	3	3	0	1	3	0	12	3

確保方策

- ①事業形態については、0～2歳児の利用ニーズについて注視しながら、現状を維持するものとします。
- ②2号ニーズ（3～5歳の保育ニーズ）については、認定こども園で対応することとします。
- ③教育・保育の質の維持向上を図り、小学校への円滑な引継ぎができるよう、よりよい体制を検討していきます。

資料編

1 条例

○大空町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 19 日

条例第 39 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、大空町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 14 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 公募の町民
- (5) 前 4 号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 子育て会議の委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、子育て会議を代表し、議事その他会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は会長が召集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議での運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

その他、教育・保育に関する関連条例については、以下のとおりです。

- ◆ 大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ◆ 大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ◆ 大空町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ◆ 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例
- ◆ 大空町預かり保育所条例
- ◆ 大空町立へき地保育所条例
- ◆ 大空町広域入所に関する条例
- ◆ 大空町児童センター及び児童館条例

2 用語説明

ページ	用語	内容
1	核家族	夫婦のみ、夫婦と未婚の子のみ、ひとり親と未婚の子のみのいずれかの構成の家族。
1	次世代育成支援対策推進法	日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにし、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として制定された法律。
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
1	子ども・子育て支援法	日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として制定された法律。
1	児童相談所	児童に関する様々な問題について、家族などからの相談に応じ、診断、判定を行い、児童を一時保護し、又は児童福祉施設、里親等への措置等最も効果的な処遇を行い、児童の福祉を図るとともにその権利を保護する機関。
2	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。 (子ども・子育て支援法第59条)
10	教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1稿に規定する保育所のこと。(子ども・子育て支援法第7条)
10	へき地保育所	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地、離島などのへき地で児童の保育を行う施設。
10	認定こども園	就学前児童を預かる機関のうち、就学前の子どもに教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けた施設のこと。「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地域裁量型」の4つに分類される。
24	一時預かり事業	預かり保育とも言われる。私用等理由を問わずに、保育所等で一時的に子どもを保育する事業。

ページ	用語	内容
24	延長保育事業	11時間の開所時間の前後の時間において、さらに概ね30分または1時間の延長保育を行うもの。新制度においては、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行う事業。
24	病児保育事業	園児が登園後に体調不良となった場合において、保護者が迎えに来るまでの間、認定こども園に付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育等をする事業。
25	地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業等、定員19人以下で保育を行う事業。(子ども・子育て支援法第7条)
25	要保護児童	適切な保護や支援が必要な児童をいい、被虐待をはじめ非行、不登校の児童などをいう。
26	保育の必要性	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(子ども・子育て支援法第7条)
33	要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき市町村に設置される、地域の保健、医療、福祉、教育、警察等の分野の関係する機関(病院、学校、保健所、児童相談所等)及び関係団体(NPO、ボランティア等)などが連携・協力し、被虐待児など要保護児童やその保護者等に関する情報交換や支援内容の協議を行うためのネットワーク。
34	児童養護施設	保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を必要とする児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。
44	教育相談員	障がいのある子どもの教育については、担当する複数の教師、職員、保護者、外部の専門家が連携し協力しながら、子どもの教育ニーズに応じて適切な教育を準備することが求められています。特別支援教育は、LD(学習障がい)・ADHD(注意欠陥多動性障がい)・高機能自閉症などを含めた障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な支援や指導を通じて行う教育のことで、教育相談員は、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者として、位置づけられます。
44	放課後子ども教室	小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動等の取組を支援する事業。
45	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査は、母子保健法第12条及び第13条の規定により市町村が乳幼児に対して行う健康診査。乳幼児健康診断、乳幼児健診とも称される。検査年齢は、乳児(1歳未満)、幼児(1歳6ヶ月)、幼児(3歳～4歳)となっている。
46	フッ素	歯垢の発生や歯質の強化に効果があるとされる成分で、フッ素化合物(フッ化物)は歯磨剤などに配合されます。

ページ	用語	内容
46	食育	子どもの心と身体の健康を増進し、豊かな人間性と健全な食生活をめざすとともに、すべての人の生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすため、「食」に対する考え方を育て、「その選択を手助け」することを目的に行うこと。
47	情報モラル	情報社会の中で適正な活動を行うための基盤になる考え方と態度。
47	バリア	ここでは、障がい者や高齢者などの社会的援護の必要な人が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を指す。物理的な障がいを取り除くことに対し「バリアフリー」という言葉が用いられる。
48	男女共同参画	男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的、文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うこと。
48	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	この実現は、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く人一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることにつながります。これは少子化対策や労働市場改革にとどまらず、人々の生き方、ひいては社会の在り方に関わる重要な課題です。平成 19 年 12 月、関係閣僚、経済界・労働界・地方の代表などの合意のもと、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、めざすべき社会の姿や、企業・働く人・国・地方公共団体が果たすべき役割などが具体的に示されました。
48	こども 110 番の家	子どもが身の危険を感じたときに、地域住民の自主的な協力の下でこれを保護するとともに、警察等へ通報を行う緊急避難場所を確保するため、通学路や児童公園の周辺に設置されたもの。
50	発達支援センター	発達の遅れまたは障がいのある児童とその家族の相談支援及び発達支援を行う機能を備えた施設ないし機関。
55	特定教育・保育施設	施設型給付費の支給を受ける認可、確認を受けた教育・保育施設(認定こども園、幼稚園及び保育所)。
55	特定地域型保育事業	地域型保育給付費の支給を受ける地域型保育(家庭的保育、小規模保育等)を行う事業。
55	家庭的保育事業	研修を受けた保育士や育児経験者(いわゆる保育ママ)が居宅やその他の場所において、保育所の技術的支援を受けながら、少人数の保育を行う事業。
55	児童センター	小型児童館(小地域を対象とした児童館)の機能に加えて、遊びを通じての体力増進を図ることを目的とする事業・設備のある施設。

ページ	用語	内容
56	民生委員児童委員 主任児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域で住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々。民生委員は児童委員を兼ね、児童委員は地域の子どもたちの見守りや子育ての不安などの相談支援等を行う。一部の児童委員は児童に関することを専門に担当する主任児童委員の指名を受けてます。